

令和3年度 文教委員会資料③

【議案第164号】

川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について

資料

川崎市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和3年11月24日)

川崎市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市武道館条例 昭和51年12月27日条例第77号			○川崎市武道館条例 昭和51年12月27日条例第77号		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
1 専用利用料 （省略）			1 専用利用料 （省略）		
2 個人利用料			2 個人利用料		
利用場所	利用者	金額	利用場所	利用者	金額
柔道場	6歳以上18歳未満の者	110円	柔道場	6歳以上20歳未満の者	110円
	18歳以上の学生			20歳以上の学生	
	18歳以上の者（学生を除く。）	220円		20歳以上の者（学生を除く。）	220円
剣道場	6歳以上18歳未満の者	110円	剣道場	6歳以上20歳未満の者	110円
	18歳以上の学生			20歳以上の学生	
	18歳以上の者（学生を除く。）	220円		20歳以上の者（学生を除く。）	220円